

経済産業省

平成24・03・23貿局第1号
輸出注意事項24第27号

直線軸位置決め精度の申告値についての一部を改正する通達を次のように定める。

平成24年4月2日

経済産業省貿易経済協力局長 厚木 進

直線軸位置決め精度の申告値についての一部を改正する通達

直線軸位置決め精度の申告値について（平成21年11月20日付け貿局第3号）の一部を、別添の新旧対照表のとおり改正する。

附 則
この通達は、平成24年4月1日から施行する。

直線軸位置決め精度の申告値についての一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○直線軸位置決め精度の申告値について（平成21年11月20日付け貿局第3号）

改 正 後	現 行
<p>「輸出貿易管理令の運用について」（62貿局第322号・輸出注意事項62第11号。）1-1（7）「輸出令別表第1中解釈を要する語」の欄に掲げる語中「位置決め精度」の申告値に関する取扱いについては、平成21年11月20日から以下のとおりとしますのでお知らせします。</p> <p><u>（注）この通達の主な関係法令は、次のとおり。</u></p> <p><u>輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）</u> <u>輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成3年通商産業省令第49号。以下「貨物等省令」という。）</u></p> <p><u>輸出貿易管理令の運用について（62貿局第322号・輸出注意事項62第11号。以下「運用通達」という。）</u></p> <p>1. （略）</p> <p>2. “型式”の解釈</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）直線軸の位置決め精度を向上させる機能（フィードバック装置、バックラッシュ補正又はピッチ誤差補正など。以下、「補正機能」という。）については、同一型式の工作機械として輸出する時点で付加する可能性のある補正機能はすべて付加した状態で測定した結果に基づいて申告値を提出しなければならない。</p> <p><u>ただし、当該補正機能の全部又は一部を付加しない状態で貨物等省令第1条第十四号イ（一）、ロ（一）若しくはハ（一）又は第5条第二号イ（二）、ロ（一）2、ロ（三）若しくはハ（一）のいずれかに規定する位置決め精度の値（以下「規制レベルの値」という。）に達する場合は、当該補正機能の全部又は一部を付加しない状態での位置決め精度の値を申告値として提出することができる。</u></p> <p>（3）申告値を測定する際に付加した補正機能以外の補正機能が追加された状態で輸出される工作機械は、当該申告値の型式と同</p>	<p>「輸出貿易管理令の運用について」（62貿局第322号・輸出注意事項62第11号。<u>以下「運用通達」という。</u>）1-1（7）「輸出令別表第1中解釈を要する語」の欄に掲げる語中「位置決め精度」の申告値に関する取扱いについては、平成21年11月20日から以下のとおりとしますのでお知らせします。</p> <p>1. （略）</p> <p>2. “型式”の解釈</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）直線軸の位置決め精度を向上させる機能（フィードバック装置、バックラッシュ補正又はピッチ誤差補正など。以下、「補正機能」という。）については、同一型式の工作機械として輸出する時点で付加する可能性のある補正機能はすべて付加した状態で測定した結果に基づいて申告値を提出しなければならない。</p> <p>（3）申告値を測定する際に付加した補正機能以外の補正機能が追加された状態で輸出される工作機械は、当該申告値の型式と同</p>

一の型式とは見なせず、当該申告値を用いて該非判定をすることはできないため、5. に定める手続により、新たな申告値を提出しなければならない。ただし、8. で定める手続により補正機能が追加された旨を安全保障貿易審査課に届け出た場合については、申告値の提出を省略することができる。

なお、追加された補正機能を付加しない状態で規制レベルの値に達する場合は、5. 又は8. に定める手続により、申告値の提出を省略することができるが、当該補正機能を付加した状態でその値を申告値として提出することもできる。

(4) (2) 又は (3) に該当する場合であって、規制レベルの値が変更となった場合、提出された申告値の全部又は一部が無効となることがある。

3. ・ 4. (略)

5. 申告値の提出に必要な書類

(1) (略)

(2) 提出書類

(イ) ～ (ハ) (略)

(ニ) 申告値の根拠となる ISO 230/2 (1988) 及び ISO 230/2 (1997) による位置決め精度 A の測定値 (5 台全部の全軸数の計算表及び図表) の写し・・・1 式
ただし、ISO 230/2 (1988) の申告値が輸出令別表第 1 の 2 の項に該当する場合には、ISO 230/2 (1997) の精度 A の測定値 (5 台全部の全軸数の計算表及び図表) の提出は不要とする。

(ホ) 申告者が代表者でない場合、代表権を委任された者であることを証する授權証明書・・・1 通

(ヘ) 補足説明書・・・1 通

① 提出された測定値が同一型式の工作機械として輸出される時点で付加する可能性のある補正機能を全て付加した状態で、全ての補正機能を適切に使用して測定したものである旨の説明。ただし、当該補正機能の全部又は一部を付加しない状態で規制レベルの値に達する場合は、その旨の説明

② 同一型式の工作機械を最新の生産号機の中から無作為に 5 台を選定したものである旨の説明。

一の型式とは見なせず、当該申告値を用いて該非判定をすることはできない。

3. ・ 4. (略)

5. 申告値の提出に必要な書類

(1) (略)

(2) 提出書類

(イ) ～ (ハ) (略)

(新設)

(新設)

(新設)

③複数の型式番号を一つの型式として申告する場合、設計仕様が同一で、かつ、同一の方法で製造している旨の説明。

④各直線軸の移動長さが異なる場合に測定対象として選定した工作機械が、位置決め精度が最も高くなるものである旨の説明。ただし、同一型式の工作機械の中で、各直線軸の移動長さにかかわらず、位置決め精度が規制レベルの値に達する場合は、その旨の説明。

(ト) (イ) から (へ) までに掲げるもののほか、安全保障貿易審査課が必要な書類と認め、提出を求めるもの。

6. (略)

7. 申告値の有効期間

(1) 国際規格 ISO 230/2 (1988) による測定値から求めた位置決め精度の申告値が、貨物等省令第1条第十四号イ(一)、ロ(一)又はハ(一)に規定する位置決め精度の値に達する場合は、当該申告値の有効期間を設けないこととする。ただし、規制レベルの値が変更となった場合はこの限りでない。

(2) 国際規格 ISO 230/2 (1997) による測定値から求めた位置決め精度の申告値が、貨物等省令第5条第二号イ(二)、ロ(一)2若しくは(三)又はハ(一)に規定する位置決め精度の値に達する場合は、当該申告値の有効期間を設けないこととする。ただし、規制レベルの値が変更となった場合はこの限りでない。

(3) (1) 及び (2) に該当しない申告値の有効期間は、申告書が受理された日から5年間とする。ただし、運用通達1-1(7)「輸出令別表第1中解釈を要する語」の欄に掲げる語中「位置決め精度」の解釈注2の4. に該当する場合は申告書が受理された日から18ヶ月とする。

(4) 申告値受理票を交付された当該機が申告値受理後に生産中止となった場合、同一型式の工作機械として付加する可能性のある補正機能を全て付加した状態で申告値が提出されており、かつ、当該機の生産者が受理日より起算して5年以内に当該機の生産を終了したことを証明されている場合には、5年の有効期間を過ぎた後も、提出された申告値を引き続き有効とみなす。

(新設)

6. (略)

7. 申告値の有効期間

(新設)

(新設)

(1) 申告値の有効期間は、申告書が受理された日から5年間とする。ただし、運用通達1-1(7)「輸出令別表第1中解釈を要する語」の欄に掲げる語中「位置決め精度」の解釈注2の4. に該当する場合は申告書が受理された日から18ヶ月とする。

(2) 申告値受理票を交付された当該機が申告値受理後に生産中止となった場合、補正機能を全て付加した状態で申告値が提出されており、かつ、当該機の生産者が受理日より起算して5年以内に当該機の生産を終了したことを証明されている場合には、5年の有効期間を過ぎた後も、提出された申告値を引き続き有効とみなす。

(5) 効力を失った申告値受理票は速やかに安全保障貿易審査課に返還しなければならない。

8. 申告値の訂正・変更手続

(1) 7. (1) 又は (2) に該当する申告値を用いる型式の工作機械について、当該申告値を測定する際に付加した補正機能以外の補正機能が追加された状態で当該機が輸出されるとき、当該申告値の訂正・変更手続を省略することができる。

(2) 7. (3) に該当する申告値を用いる型式の工作機械について、当該申告値を測定する際に付加した補正機能以外の補正機能が追加された状態で当該機が輸出されるとき又はそれ以外の場合で申告値受理票の訂正・変更の必要が生じたとき、当該申告値をなお有効なものとして扱う場合は、別紙3の直線軸位置決め精度の申告値受理票内容等訂正（変更）願2通、原申告値受理票の原本及びその写しを安全保障貿易審査課に提出すること。安全保障貿易審査課は提出された内容を確認の上、受理印が押印された訂正（変更）願を原申告値受理票原本に付し、申請者に返却する。

9. 申告値の再提出 (略)

10. 記録の保存 (略)

11. 一覧表の提出 (略)

12. その他

(1)・(2) (略)

(3) 平成21年11月20日より以前に生産が中止された工作機械に関する申告値については、当該機の生産者が以下に掲げる書類を提出し、安全保障貿易審査課にて受理された場合に限り、提出された申告値を引き続き有効とみなす。

(イ) 生産が中止されたことを証明する書類

(ロ) 「直線軸位置決め精度の申告値」別紙1 (2通)
(従前の申告値受理票のデータを記載すること)

(ハ) チェックリスト受理票

(ニ) 適格説明会の受講実績

(ホ) 従前の申告値受理票

(4) (略)

別紙1 (略)

別紙2 別添A参照

(3) 効力を失った申告値受理票は速やかに安全保障貿易審査課に返還しなければならない。

(新設)

8. 申告値の再提出 (略)

9. 記録の保存 (略)

10. 一覧表の提出 (略)

11. その他

(1)・(2) (略)

(3) 本通達施行前に既に生産が中止された工作機械に関する申告値の扱いは、当該機の生産者が当該機について、本通達施行前に生産が中止されたことを証明されている場合には、本通達施行後に提出された申告値を引き続き有効とみなす。

(4) (略)

別紙1 (略)

別紙2 別添A参照

別添A (改正後)

(別紙2)

直線軸「位置決め精度」申告値一覧表 (平成 年 月 日現在)

会社名：〇〇〇〇株式会社

担当責任者所属：△△△△△部

氏名： 印

貨物名	型式	対象 項番	申告値 (単位: mm)								受理日 (受理番号)	備考		
			X 軸		Y 軸		Z 軸		軸				軸	
			値	補正機能	値	補正機能	値	補正機能	値	補正機能			値	補正機能
横型マシン ニングセ ンタ	〇×△	2の項	0.0072	〇〇式バックラッシュ補正 (〇×社製) △△ピッチ誤差補正 (△×社製)	0.0103	〇〇式バックラッシュ補正 (〇×社製) △△ピッチ誤差補正 (△×社製)	0.0090	〇〇式バックラッシュ補正 (〇×社製) △△ピッチ誤差補正 (△×社製)						○
		6の項	0.0063	××熱変位補正 (×□社製) □□勾配補正 (□〇社製) ◎◎型リアスケール (型式: ◎△) (□×社製)	0.0094	××熱変位補正 (×□社製) □□勾配補正 (□〇社製) スケール無し	0.0077	××熱変位補正 (×□社製) □□勾配補正 (□〇社製) ◎◎型リアスケール (型式: ◎△) (□×社製)						
NC自動 旋盤	×□〇	2の項	0.0045	△◎バックラッシュ補正 (□◎社製)			0.0067	補正機能無し						
		6の項	0.0036				0.0054							
NC研削 盤		2の項												
		6の項												
		6の項												

注) 備考欄に○印があるものは、値を18ヶ月毎に再確認すべき型式を示す。

別添A（現行）

（別紙2）

直線軸「位置決め精度」申告値一覧表（ 年 月 日現在）

会社名：〇〇〇〇株式会社

担当責任者所属：△△△△△△部

氏名： 印

貨物名	型式	対象 項番	申告値（単位：mm）								発行日 （受理番号）	備考		
			X 軸		Y 軸		Z 軸		軸				軸	
			値	補正機能	値	補正機能	値	補正機能	値	補正機能			値	補正機能
横型マシン ニングセ ンタ	○×△	2の項	0.0072	〇〇式バックラッシュ補正 （○×社製） △△ピッチ誤差補正 （△×社製）	0.0103	〇〇式バックラッシュ補正 （○×社製） △△ピッチ誤差補正 （△×社製）	0.0090	〇〇式バックラッシュ補正 （○×社製） △△ピッチ誤差補正 （△×社製）						○
		6の項	0.0063	××熱変位補正 （×□社製） □□勾配補正 （□○社製） ◎◎型リアスケール （型式：◎△） （□×社製）	0.0094	××熱変位補正 （×□社製） □□勾配補正 （□○社製） スケール無し	0.0077	××熱変位補正 （×□社製） □□勾配補正 （□○社製） ◎◎型リアスケール （型式：◎△） （□×社製）						
NC自動 旋盤	×□○	2の項	0.0045	△◎バックラッシュ補正 （□◎社製）			0.0067	補正機能無し						
		6の項	0.0036				0.0054							
NC研削 盤		2の項												
		6の項												
		6の項												

注) 備考欄に○印があるものは、値を18ヶ月毎に再確認すべき型式を示す。

(別紙3)

(新設)

平成 年 月 日

直線軸位置決め精度の申告値受理票内容等訂正(変更)願

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部
安全保障貿易審査課 あて

申告者 ○○○株式会社
代表取締役○○
○○ ○○ 印
住所
担当責任者
(電話番号)

直線軸位置決め精度の申告値について(平成21・11・13貿局
第3号・輸出注意事項21第49号)8.の規定に基づき、次の数値
制御工作機械「位置決め精度」申告書の訂正又は変更願を提出します
。

(該当するものに■を付すこと)

- なお、原申告値受理票に記載した申告値については、下記のとおり訂正又は変更(追加)された補正機能について、当該機能を付加した状態で測定したものではない旨を申し添えます。
- なお、原申告値受理票からは「直線軸位置決め精度の申告値について」中、2.“型式”の解釈の(1)から(3)に規定する技術的な要件は何ら変更していないことを証明します。

原申告値受理番号 _____ (受理日 _____)

原申告値受理票の内容	訂正(変更)の内容
例: ○△□	例: ○△□-○

訂正(変更)の理由:

「直線軸位置決め精度」申告値一覧表（別紙2）の記載要領

(1) 国際規格 ISO 230/2 (1988) 又は国際規格 ISO 230/2 (1997) のいずれかによる測定値から求めた位置決め精度の申告値が、補正機能の全部又は一部を付加しない状態で規制レベルの値に達する場合は、当該補正機能の記入を省略することができる。

(新設)